

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第七条第一項の規定に基づき、プラスチック使用製品設計指針を次のように定め、同法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

令和四年一月十九日

内閣総理大臣	岸田 文雄
財務大臣	鈴木 俊一
厚生労働大臣	後藤 茂之
農林水産大臣	金子原 二郎
経済産業大臣	萩生田 光一
国土交通大臣	齊藤 鉄夫

1 プラスチック使用製品設計指針

プラスチック使用製品の設計に当たっての基本的な考え方  
プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されており、現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。

我が国では、3R+Renewableを基本原則とし、「循環型社会形成推進基本法」（平成十二年法律第十号）、「循環型社会形成推進基本計画」（平成三十年六月十九日閣議決定）、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年五月三十一日策定）、「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和三年一月策定）、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」（令和三年一月二十八日策定）等において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する基本的な考え方や方針等を示してきており、事業者、地方公共団体、ZのO及び消費者等の幅広い主体において、創意工夫に基づくプラスチックに係る資源循環の促進等に関する取組が進められてきた。

このため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。第七条第一項の規定に基づくプラスチック使用製品設計指針（以下「本指針」という。）は、これまで環境配慮の設計に率先的に取り組んできたプラスチック使用製品製造事業者等の取組を適切に反映したものとし、本指針により、プラスチック使用製品製造事業者等によるプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組を更に加速させるとともに、種々の環境問題の同時解決を図っていくことを期待する。

また、プラスチックを使用している製品は多種多様であり、安全性（食品衛生法（昭和二十二年法律第二十三号））や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第七十七号）等の関連法令を遵守することはもとより、安全性の確保された材料を使用すること等、製品に求められる安全性を担保することをいう。や機能性その他の用途に応じて求められる性能が異なることに留意することが必要であり、これらと両立しつつ、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等が自ら合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等を行うことを基本とする。

加えて、これまで業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が進んできたことを踏まえ、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を促していくこととする。

なお、本指針は、こうした事業者による取組に加えて、国内外における技術革新や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととする。

また、本指針における対象は、プラスチックを使用している製品全般であり、本指針における用語は法に準ずるものとする。

2 プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項  
プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためには、プラスチック使用製品製造事業者等が行うプラスチック使用製品の設計の段階（試作・製造の前段階を含む。）において、3R+Renewableの取組が不可欠である。具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類の工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進することが重要である。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施のため、プラスチック使用製品製造事業者等は、材料・部品等の供給者及び再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国、地方公共団体等に対して、プラスチック使用製品の構造・部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することやそれぞれの立場で相互に連携協力を図ることも重要である。

そこで、プラスチック使用製品の設計に当たっては、関係主体と密に連携をとりながら、プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに(1)及び(2)に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じて環境負荷等の影響を総合的に評価し、事業者自らが合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定をした上で取組を実施することとする。その際、(3)から(6)までに掲げる事項について留意することとする。

(1) 構造

① 減量化

プラスチック使用製品の減量化を図るため、材料・部品、さらには製品全体として、できるだけ使用する材料を少なくすること等について検討すること。

② 包装の簡素化

プラスチック使用製品の包装について、製品自体の保護や運搬・輸送時における効率化等を目的とすることが多い包装に関して、その目的の達成を維持しながら、過剰な包装を抑制することについて検討すること。

③ 長期使用化・長寿命化

プラスチック使用製品が長期間使用されるために、強度、耐摩耗性、耐候性等の高い材料の使用や耐久性の高い部品の使用等により、製品全体の耐久性を高めること、製品を繰返し使用に耐えるものとするなど、寿命の短い部品や消耗部品を使用する場合には、その部品を容易に交換できる構造とすること等について検討すること。

④ 再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用

プラスチック使用製品が使用された後等の部品の再使用を可能とするため、再使用が容易な部品を使用すること等について検討すること。また、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、部品の再使用について検討すること。

⑤ 単一素材化等  
 プラスチックの再生利用を促進するために、単一素材により又は使用する素材の種類等が少なく設計されたプラスチック使用製品は、複合素材で設計されたプラスチック使用製品に比べて、より多様な再資源化が実施しやすいこと等を踏まえ、設計に当たっては、製品全体又は部品ごとの単一素材化等の実施について検討すること。

⑥ 分解・分別の容易化  
 プラスチック使用製品が使用された後等の部品の再使用又は再生利用の促進やプラスチック使用製品廃棄物の処理の容易化を図るため、部品ごとに容易に分解・分別できるような設計について検討すること。特に、収集・運搬や処理の段階で火災が発生するおそれがあることから、リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい。  
 その際、当該部品等を取り外すまでに必要な工数ができるだけ少なくなるような設計について検討すること。

⑦ 収集・運搬の容易化  
 また、部品等の再生利用を容易にするためには、材料の種類ごとの分別が行われることが重要である。このため、部品等について、使用されている材料の種類を表示を行うことについて検討すること。

⑧ 収集・運搬の容易化  
 プラスチック使用製品又は部品について、プラスチック使用製品が使用された後等には、可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造となるような設計について検討すること。

⑨ 破碎・焼却の容易化  
 プラスチック使用製品が使用された後等には、部品の再使用又は再生利用が可能な部品を分離できることが望ましいが、これに対応できない部品等の再使用又は再生利用が難しい部品等については、プラスチック使用製品廃棄物の減量化及び無害化又はプラスチック使用製品廃棄物からの熱回収等を目的として、破碎や焼却による処理が行われることを考慮し、破碎や焼却の容易化に配慮することについて検討すること。

⑩ 材料  
 プラスチック以外の素材への代替  
 プラスチックの使用量を削減するため、プラスチック以外の素材への代替について検討すること。

⑪ 再生利用が容易な材料の使用  
 プラスチック使用製品が使用された後等の再生利用を促進するため、再生利用が容易な材料を使用し、かつ、材料の種類を減らすこと等について検討すること。

⑫ また、再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けることについて検討すること。

⑬ 再生プラスチックの利用  
 プラスチックの再生利用を促進するため、再生プラスチックの利用について検討すること。  
 なお、利用した再生プラスチックの含有率等を表示する場合には、第三者による認証制度等を活用し、信頼性を担保することが有効である。

⑭ バイオプラスチックの利用  
 「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、化石資源由来のプラスチックの使用量を削減するため、植物などの再生可能な有機資源を使用しているバイオマスプラスチックの利用について検討すること。また、やむを得ず自然環境中に流出することの多い製品については、生分解の機能が発揮される条件を考慮した上で、生分解性プラスチックの利用について検討すること。  
 なお、利用したバイオプラスチックの含有率等を表示する場合には、第三者による認証制度等を活用し、信頼性を担保することが有効である。

(3) 製品のライフサイクル評価  
 プラスチック使用製品の設計に当たっては、製造時における環境影響を評価することはもとより、運搬・輸送、販売・提供、利用、廃棄、収集・処理等、製品のライフサイクル全体における環境影響の評価を行うことが重要である。  
 このため、プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに(1)及び(2)に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じて環境負荷等の影響を総合的に評価することが望ましい。

(4) 情報発信及び体制の整備  
 プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に、プラスチック使用製品を廃棄しようとする者、プラスチック使用製品の修理・部品交換を行うおとする者、プラスチック使用製品廃棄物を処理しようとする者等に必要とされる範囲で、次のような情報を記載することが望ましい。  
 ① 製品の構造  
 ② 部品の取り外し方法  
 ③ 製品・部品の材質名  
 ④ 部品の交換方法  
 ⑤ 製品・部品の修理方法  
 ⑥ 製品・部品の破碎・焼却方法  
 ⑦ 製品・部品の収集・運搬方法  
 ⑧ 処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等  
 また、こうした情報に関して、プラスチック使用製品を廃棄しようとする者、プラスチック使用製品の修理・部品交換を行うおとする者、プラスチック使用製品廃棄物を処理しようとする者等の情報を提供することができるような体制整備を図ること、本指針に則した設計を実施するため必要な人員を確保することやプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組の状況を把握し、その情報の開示を積極的に行うことが望ましい。

(5) 関係者との連携  
 プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等と、材料・部品等の供給者、再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国及び地方公共団体等との間で相互に必要な協力を行うことが望ましい。

(6) 製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守  
 業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が円滑に実施されてきたことを踏まえ、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施することが望ましい。  
 また、プラスチック使用製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること。

設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

プラスチック使用製品製造事業者等が本指針に則した設計を行うよう促すため、プラスチック使用製品の設計について、主務大臣による設計認定を受けることができることとしている。

また、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮することとしている。

本認定制度の趣旨等に鑑み、<sup>1</sup>2 プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項」に即した設計を行っていることを前提に、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、次に掲げるところにより、特に優れたプラスチック使用製品の設計について主務大臣が認定を行うこととする。

(1) 総合的な評価及び情報等の公表

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組として、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら合理的に決定した当該取組の考え方を公表していること。

(2) 基準への適合

同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める基準に適合していること。

なお、本指針並びにプラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目及び基準が改訂された場合等においては、合理的な範囲内において、所要の経過措置を設けることとする。